

# 市政 トピックス

## CITY TOPICS

### 公的年金からの 特別徴収制度が 始まります

公的年金受給者の納税の便宜と徴収の効率化を目的として、公的年金等所得に係る市県民税所得割および均等割額を公的年金から天引きする（特別徴収）制度が10月支給分から始まります。

**対象者** 平成21年4月1日現在で、年齢が65歳以上の公的年金受給者で、市県民税の納税義務のある方でかつ年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退

職年金等を受給している方  
対象とならない方

- ・老齢基礎年金等の給付額が年額18万円未満の方
- ・当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える方

#### 特別徴収の方法

◆平成21年度  
新たに特別徴収の対象となった場合

- ①6月・8月支給分の年金：特別徴収（天引き）されまので、公的年金等に係る年税額の半分（4分の1ずつ）を、普通徴収の納期のうち、一期（6月末）と二期（8月末）にそれぞれご自分での納付（普通徴収）となります。※他に普通徴収税額がある場合はそれも含めて納付してください。

- ②10月・12月・2月支給分の年金  
：公的年金等に係る年税額から①で徴収した額を差し引いた残額を3分の1ずつそれぞれ支給年金から天引きされます。

◆平成22年度  
前年度から引続き天引き（特別徴収）の対象である場合

- ③4月・6月・8月支給分の年金  
：前年の10月から翌年の3月までにそれぞれ徴収した月額と同額を4月から8月までそれぞれ天引きされます。

#### ◆平成21年度の特別徴収方法〔新たに特別徴収になる方〕

徴収方法	個人で収める（普通徴収）		年金から天引き（特別徴収）		
	6月	8月	10月	12月	2月
徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

- ・年度前半では、平成21年度年税額の半分（年税額4分の1ずつ）を6月・8月に納付書か口座振替（普通徴収）で納付となります。
- ・年度後半では、10月・12月・2月の年金支払の時に年税額から普通徴収した額を差し引いた額の3分の1（年税額の6分の1）ずつを特別徴収します（100円未満の金額は10月分に上乗せされます）。

④10月・12月・2月支給分の年金  
：公的年金等にかかる年税額から③を差し引いた残額を3分の1ずつ年金から天引きされます。

問合せ先  
市役所税務グループ  
52-11111（内線246・247・253）

#### ◆平成22年度の徴収方法〔前年度も特別徴収だった方〕

徴収方法	年金から天引き（特別徴収）					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の下 半期に徴収した 額の1/3	前年度の下 半期に徴収した 額の1/3	前年度の下 半期に徴収した 額の1/3	年税額から仮 徴収額を控除 した額の1/3	年税額から仮 徴収額を控除 した額の1/3	年税額から仮 徴収額を控除 した額の1/3

- ・上半期の年金支給月（4月・6月・8月）では、前年度の下半期（前年10月から翌年3月）に特別徴収した額の3分の1ずつを仮徴収します。
- ・下半期の年金支給額（10月・12月・2月）では、確定した年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを本徴収します（100円未満の金額は10月分に上乗せされます）。